

う ら や す 議会だより

2005年(平成17年)5月15日

No.
108

発行 浦安市議会
編集 うらやす議会だより編集委員会
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 ☎047-351-1111 内線1804



第1回定例会

平成17年度一般会計予算

ほか41議案を可決

乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議員発議で可決

平成17年第1回定例会は、2月18日より3月18日まで開催されました。

この定例会では、市長から提出のあった当初予算7件、補正予算7件、条例の制定2件、条例の廃止1件、条例の一部改正10件、契約の締結10件、財産の取得2件、その他3件が審議され、全議案が可決されたほか、議員から提出された発議3件を採決し、全てが可決されました。

議決内容

●補正予算●

(全員賛成)
◎一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ五億四三八〇万円を追加し、予算の総額を五七五億二二〇万円とした。

◎国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(全員賛成)

歳入歳出それぞれ三三六〇万円を追加し、予算の総額を八五億八二五〇万円とした。

◎学校給食センター特別会計補正予算(第2号)(全員賛成)

歳入歳出それぞれ一三〇万円を減額し、予算の総額を一三億一七〇万円とした。

◎公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(全員賛成)

歳入歳出それぞれ二億二八〇万円を減額し、予算の総額を三一億六二九〇万円とした。

◎老人保健特別会計補正予算(第1号)(全員賛成)

歳入歳出それぞれ二億三〇〇〇万円を減額し、予算の総額を四九億五九〇〇万円とした。

◎墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)(全員賛成)

歳入歳出それぞれ一億七四〇万円を減額し、予算の総額を二億九〇一〇万円とした。

◎介護保険特別会計補正予算(第2号)(全員賛成)

歳入歳出それぞれ一億六八九〇万円を追加し、予算の総額を二七億五三〇万円とした。

●平成17年度当初予算●

◎一般会計予算(賛成多数)
総額を五五六億一〇〇〇万円とした。

◎国民健康保険特別会計(全員賛成)
総額を八七億五九〇〇万円とした。

◎交通災害共済事業特別会計(全員賛成)
新たに事業者から排出される少額一般廃棄物の収集及び運搬を行ない、その処理に係る手数料を徴収いたします。

総額を三〇五〇万円とした。
◎公共下水道事業特別会計(全員賛成)
総額を三三億九八六〇万円とした。

◎老人保健特別会計(全員賛成)
総額を五〇億二九四〇万円とした。

◎墓地公園事業特別会計(全員賛成)
総額を二億六七〇万円とした。

◎介護保険特別会計(全員賛成)
総額を三〇億五二八〇万円とした。

◎市立保育所の設置及び管理に関する条例(全員賛成)
市長があき地の雑草又は枯草を除去することができる規定等を廃止した。

◎市立入船北保育園を設置した。

◎条例の制定●

◎安全で安心なまちづくりの推進に関する条例(賛成多数)
安全で安心なまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、自治会等及び事業者の責務を明らかにするとともに、安

全で安心なまちづくりに関する施設の基本となる事項を定めることにより、市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与するため定めた。

◎斎場の設置及び管理条例(全員賛成)
斎場を設置するため定めた。

◎一般職員の給与に関する条例(全員賛成)
一般職に属する職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当における勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎とする手当から居住手当を除いた。

◎市税条例(全員賛成)
入湯税を税目として起こした。

◎廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(賛成多数)
新たに事業者から排出される少額一般廃棄物の収集及び運搬を行ない、その処理に係る手数料を徴収ください。

日程表

18	17	16	15	14	4・7	2・3	3/1・2/28	2/25	2/18	日曜日	日程
金	木	水	火	月	金・月	水・木	金・月	金	金	曜日	日程
閉会	一般質問、発議採決、	一般質問、	一般質問、	一般質問、	委員会審査結果報告、採決・一般質問、	教育民生常任委員会	建設経済常任委員会	会派代表による総括質疑、議案・請願・陳情各委員会付託	開会、会期の決定、提案理由の説明		

市議会を傍聴しよう

市議会第2回定例会は6月1日(水)から開かれる予定です。

会期や審議日程は、5月27日(金)の議会運営委員会で決定され、公民館等やホームページにも掲示されます。

本会議を傍聴される方は、傍聴人控室で会議当日に受付をいたします。

なお、各常任委員会等は、委員長の許可を得て傍聴することができます。

傍聴人控室で会議当日に受付をいたします。

車椅子での傍聴もできますので、議会事務局までご連絡ください。

- ◎ 市営住宅の設置及び管理に関する条例（全員賛成）

東野市営住宅の借上事業に伴い、市営住宅の名称及び位置並びに駐車場の使用料を定めた。

◎ 都市公園条例（全員賛成）

都市公園法の改正に伴い、都市公園に存する工作物等の保管、売却、返還等に係る手続を定めるとともに、過料の額を定めるなどした。

◎ 市立小学校設置条例（全員賛成）

浦安市立明海南小学校及び浦安市立高洲北小学校を設置した。

◎ 市立中学校設置条例（全員賛成）

浦安市立明海中学校を設置した。

◎ 公民館の設置及び管理条例（全員賛成）

浦安市中央公民館及び浦安市の出公民館に新たに会議室を設置した。

● 契約の締結 ●

◎ 既存特別養護老人ホーム等大型改修工事請負（賛成多数）

既存特別養護老人ホーム等大型改修工事を清水建設㈱千葉支店と三億四七五五万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第16小学校（仮称浦安市立第8中学校の一部）建 築工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第16小学校（仮称浦安市立第8中学校の一部）建 築工事を清水建設㈱千葉支店と三億四七五五万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第16小学校（仮称浦安市立第8中学校の一部）電 気設備工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第16小学校（仮称浦安市立第8中学校の一部）電 气設備工事を清水建設㈱千葉支店と三億四七五五万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第17小学校建築工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第17小学校建築工事を（株）ウラタと一四億五九五〇万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第17小学校電気設備工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第17小学校電気設備工事を（株）電機産業と一億七一一五万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第17小学校機械設備工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第17小学校機械設備工事を協和建設工業㈱千葉営業所と一億九一六二万五〇〇〇円で締結した。

● 財産の取得 ●

◎ 斎場施設設備品の購入（全員賛成）

斎場施設設備品を（株）モビックから四三〇五万円で取得した。

◎ 斎場祭壇及び葬儀用備品の購入（全員賛成）

斎場祭壇及び葬儀用備品を京葉市川営業所と三億二四〇万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第8中学校（仮称浦安市立第16小学校の一部）機 械設備工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第8中学校（仮称浦安市立第16小学校の一部）機 械設備工事を三井住友建設㈱東関東支店と二億五一四七五万〇〇〇円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第16小学校（仮称浦安市立第8中学校の一部）電 气設備工事請負（賛成多数）

仮称浦安市立第16小学校（仮称浦安市立第8中学校の一部）電 气設備工事を三井電業（株）東関東支店と二億五一四七五万〇〇〇円で締結した。



●財産の取得●

- ◎ 仮称浦安市立第17小学校電気設備工事請負（賛成多數）
仮称浦安市立第17小学校電気設備工事を（株）電機産業と一億七一一五万円で締結した。

◎ 仮称浦安市立第17小学校機械設備工事請負（賛成多數）
仮称浦安市立第17小学校機械設備工事を協和建設工業（株）千葉営業所と一億九一六二万五〇〇〇円で締結した。

●契約の締結●

- 市立中学校設置条例（全員賛成）

浦安市立明海中学校を設置した。

○ 公民館の設置及び管理に関する条例（全員賛成）

浦安市中央公民館及び浦安市日の出公民館に新たに会議室を設置した。

- 市営住宅の設置及び管理に関する条例（全員賛成）

東野市営住宅の借上事業に伴い、市営住宅の名称及び位置並びに駐車場の使用料を定めた。

○ 都市公園条例（全員賛成）

都市公園法の改正に伴い、都市公園に存する工作物等の保管、売却、返還等に係る手続を定めるとともに、過料の額を定めるなどし

成） 市立小学校設置条例（全員賛成）

発議

- 報告●

報告

- ◎ 市道路線の認定 全員賛成
市道路線の変更 (全員賛成)
指定管理者の指定 賛成多数

行政改革への取り組みについて

内田 悅嗣（政新クラブ）

行政改革への取り組みについて

般質問

第1回定例会では、3月14・15・16・17・18日の5日間にわたり16名の議員より、市政全般に対して活発な論議が展開されました。ここでは、その一部を掲載いたします。

市立中高一貫校 設置について

折本 ひとみ（無所属）

市立中高一貫校の設置について

の中、電子調達システム構築事業として、入札・契約事務を中心として、システムのあり方について検討を進めた結果として、電子入札の

せんが、高洲地区にある誘致施
用地5・7ヘクタールの土地利
は、現在、どう位置づけられて
るか、また新町地区的土地利用
面の問題などを、

機児童を回避する
1 教室を借用しています。
出小、65名、71
明海小、60名、67
浦安小、35名、31
富岡小、70名、55
富岡東野分室、
16年度。美浜南
平成9年度。美浜
平成10年度。高畠
平成15年度開設

問 電子入札導入の意味について、詳細な説明をお願いします。特に公平性、透明性、競争性を強調していますが、これらの意味について説明をお願いします。

答 経営企画部長 導入の目的としては、昭和57年に浦安市に札制度改善委員会を設置し、平成6年から的一般競争入札の試行など、入札制度の改善に努めているところです。

また、国では、平成13年度に、J a p a n 戦略が策定され、本市でも、平成14年2月に第1次決算市情報化整備計画を策定し、そ

問　出小、65名、71
明海小、60名、67
浦安小、35名、31
富岡小、70名、55
富岡東野分室、
16年度。美浜南
平成9年度。美浜
平成10年度。高岬
平成15年度開設。
医療福祉施設利用計画に
やすらぎ
丹下
地利用では
検討が必ずしもい

医療福祉施策の土 利用計画について

問 医療福祉施設利用計画に丹下やすらぎ 地利利用では、検討が必ずしも

基本検診、総合健康診査の現状について

問 石井清（無所屬） 市が節目検診として勧めている総合検診並びに基本康診査の対象者と受診者の過去一年間の推移、受診率について教えてください。

か。 また、総合検診を申し込み、けることができなかつた方への応はどうなつているのでしょうか。

答 保健福祉部長 総合
診の対象者は、40・45、
55歳の節目の方で、平成14、
15年度の順で、2635人、
2813人、2909人、受診
は794人、885人、92
人、受診率は30・1%、31・5%
31・6%です。

62%です。

総合検診は検診回数や1回に受診できる定員も限られていることから、受診できない方もおり、その方には、それぞれのがん検診を基本健康検査を含めて各医療機関で無料で受診できる旨、説明し、受診するよう勧めています。

第2期埋立地開発状況について

平野芳子(政新クラブ)

2期埋立地の急激な人口増と開発により交通問題、治安・安全の問題共施設の問題、治安・安全の問題などが解決されないまま開発が推し進められようとしています。今後新町地域における現状の問題点とどのように認識しているのか伺います。

市長

新町地域について

は現在、住宅開発等により市街化が進む一方、シンボルロードに集中する自動車への対応といった問題や人口増加に対応した公共施設の整備を初め三番瀬の保全・再生問題、また東京湾前面の水際線の開放さらにはパークウェイ沿道における未処分用地の今後の対応など数多くの課題が山積していると認識しています。

公益施設に対する市民ニーズについては平成15年度に行いました市民意識調査において新町地域に求められるよいまちになるため必要な施設としての要望として病院が29・6%と最も高く、次いで交番が24・2%、公園緑地と老人施設が同率の20%の順になっています。

市長の政治姿勢について

元木 美奈子(日本共産党)

市長が読売新聞社を提訴した裁判の判決で、裁判所側は供述が迫真性に富むものであること、泰成から市長に不明朗な金額に多額に提供されたという点において一貫しており、格別な変遷がないと判断したと、判決文に述べています。

べてありますが、裁判所側の判断内容等市長はどのようにお感じになつておられます。

答 市長 この訴訟はあくまでも民事訴訟であり、当事者間の司法上の関係を解決するもので公益を争っているものではなく、議会でお答えすべきものではないと思いますが、誤解を生むようなご質問がありましたので触れさせていただきます。

大型公共事業発注と市内業者活用の実態について

山崎次雄(無所属)

として市内業者を活用するようお願いしていますが、過去5年間で一億五〇〇〇万円以上の工事落札者の地元活用はどの程度あったのか伺います。

市民経済部長

過去5年間

がなく、平成12年度は該当工事を9件発注し、うち1件は地元企業との共同企業体が落札し、下請としても地元企業が1社入っています。残り8件のうち3件の工事には、地元企業19社が下請工事を受注しています。平成13年度は、

工事を9件発注し、うち1件は地

元企業との共同企業体が落札し、下請としても地元企業が1社入っています。残り8件のうち3件の工事には、地元企業19社が下請工事を受注していますが、5件は下請工事の受注はありません。

平成14年度は、4件の工事を発注し、うち1件は地元企業による共同企業体が落札しており、残り3件の工事は、地元企業12社が下請工事を受注しています。

平成15年度は、7件の工事を発注し、うち4件の工事には地元企業16社が下請工事を受注しています。残り3件については下請工事の受注はありません。

人全壊建物1586棟、罹災者21000人を想定しています。

備蓄食糧は、サバイバルフーズ336000食、高齢者・幼児

用として雑炊31600食、アル

ファ米6450食、飲料水は耐震

性飲料用貯水槽、ブールの水の淨

化などを合せ1431トン、トイ

レは、車いす用の組み立て式簡易トイレ260基、ポータブルト

イレ320台です。ミルクの備蓄

はなく、市の大型小売店舗と災害時の生活必需品等の物資供給協定を結んでいますが、小千谷市の

教訓も踏まえ、ミルクの備蓄も今後検討していきたいと考えています。

金子喜一(公明党)

要介護者のショートステイ

の対応について、平成18年度に特別養護老人ホームのショート

ステイが20床増床することから、緊急用のショートステイの確保を検討すべきと考えますが、市の考え方をご答弁ください。

金子喜一(公明党)

要介護者のショートステイ

の対応について、平成18年度に特別養護老人ホームのショート

ステイが20床増床することから、緊急用のショートステイの確保を

検討すべきと考えますが、市の考え方をご答弁ください。

田所由香(無所属)

家庭系ごみ指定袋について

森野卓郎(日本共産党)

京都議定書が発効し、浦安

市でも実行計画を定めています。最近の新聞報道では、県や

政令指定都市ではほとんど効果を上げていないとも報道されています。

環境部長 この計画での温室内効果ガス排出量の削減目標は、平成11年度を基準年として平成17年度までに一般事務施設系で3・5%、廃棄物処理施設系で可能な範囲で最大限の抑制を目指しています。

えていきます。教育委員会として国や県の動向を把握しながら各学校を支援していくか伺っています。

答 深作勇(清和会)

は、どの程度の災害規模で想定され、何人分を見込んだ備蓄か伺います。

答 新潟県中越地震の被災地では、救援物資が到着するまでの間、食料や飲料水、トイレ、赤ちゃんのミルクが不足し、大変困惑したと聞きましたが、本

市のいわゆる要救援者必要物品は、どの程度の災害規模で想定され、何人分を見込んだ備蓄か伺います。

答 赤ちゃんのミルクが不足し、大変困ったと聞きましたが、本

市のいわゆる要救援者必要物品は、どの程度の災害規模で想定され、何人分を見込んだ備蓄か伺います。

答 東京都や近隣市の指定ごみ袋の価格は30リットルの燃やせるごみの袋で、1枚当たり8円から15円の間で販売されているよ

うです。

答 小売店で販売することから、統一した価格にはなりません。

答 東京都や近隣市の指定ごみ袋の価格は30リットルの燃やせるごみの袋で、1枚当たり8円から15円の間で販売されているよ

うです。

答 地域防災計画で

は、マグニチュード7・2、

震源の深さ20kmの地震が浦安直

下で発生を想定し、死者数249

人全壊建物1586棟、罹災者21000人を想定しています。

答 総務部長 地域防災計画で

は、マグニチュード7・2、

震源の深さ20kmの地震が浦安直

下で発生を想定し、死者数249

人全壊建物1586棟、罹災者21000人を想定しています。

答 都市整備部長 都市整備部

の駐車場について、また管理責任

ページなどを通じて周知を図つて

います。

また、市内各所で市民説明会を開催するとともに、市のイベントなどでも随時啓発に努めています。

答 最終的な基本方針については、

ページなどを通じて周知を図つて

います。

また、市内各所で市民説明会を開催しています。

答 夜間における公共施設、

各常任委員会の審査から

第1回定例会で、所管の委員会に付託された各議案及び陳情は、2月28日、3月1日総務常任委員会、2、3日教育民生常任委員会、4、7日建設経済常任委員会でそれぞれ審査されました。

ここでは紙面の関係で、委員会で行われた主な議案の質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

ら追加するものです。
議案第18号 市税条例の一部を改
正する条例の制定について

市内いろいろな温泉が掘
られている中で、入湯税は、
すべての施設にかけられるのか。
本市では錢湯の料金で入
れる一般公衆浴場にはかけま
せんが、スーパー銭湯のように高
額な料金を取る施設に対してはか
けるという条例です。

今年度末では130人、
平成15年度末では130人まで増
加して、一三〇〇万円の追加で担
当の努力がうかがわれます。

芝生広場については、子ど
もたちに生きた教材として
扱ってもらうという部分を主に考
えました。

芝生広場は計画されていま
すが、市が進めているグラウ
ンドの芝生化は見られないのです
が、グラウンド緑化という観点か
らどのように今回進めてきたのか
伺います。

芝生広場については、子ど
もたちに生きた教材として
扱ってもらうという部分を主に考
えました。芝生広場については、子ど
もたちがかわいそ
うだなと思つ心が養えれば、芝生
枯れたり、またははげてたりし
たときは、子どもたちがかわいそ
うだなと思つ心が養えれば、芝生
としては維持できるというふうに
判断しました。

一番のポイントは子どもたちが
自分で育てて、自分たちで使つて、自分たちで
再生させていくというむしろ心
に再生成の部分で役立てたいと考え
ています。

浦安市特有の台風時などの潮風
による被害が今後の状態では未知で
あり、前進を踏みとどまつたとこ
ろです。

これをクリアし、また、学校で
の取り組みが行えるという手が挙
がつた時点で前に進みたいと思つ
ています。

浦安市立第16小学校（仮称
浦安市立第8中学校の一部）建築
工事請負）

平成15年度末の見込みは、全額滞
納がありました。

平成16年度末の見込みは、全額滞
納者が13人で二五〇万円、一部滞
納者が45人で一〇〇〇万円、償
還計画未提出者が16人で七〇〇万
円、合計一九五〇万円を見込んで
います。

浦安市特有の台風時などの潮風
による被害が今後の状態では未知で
あり、前進を踏みとどまつたとこ
ろです。

これをクリアし、また、学校で
の取り組みが行えるという手が挙
がつた時点で前に進みたいと思つ
ています。

浦安市立第16小学校（仮称
浦安市立第8中学校の一部）建築
工事請負）

指定管理者については、市とし
ては斎場の管理運営の実績がない
状況や実態を把握していない時点
で、火葬場と斎場を一体的に運
営した実績がある企業が現時点
ではないことから、実績のない民
間企業を指定管理者に指定して管
理運営を行わせることについて、
安全、運営面を考慮し、また市と
して斎場の管理運営の実態を把握
する必要性を含め、当初は市で管
理を行うと考えたところです。

改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の
条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の
行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に
する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に
する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に
する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に
する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

で犯罪発生件数が最も多いという
表現をした根拠となります。
議案第16号 斎場の設置及び管理
に関する条例の制定について

斎場の開館日及び新たな施
設については指定管理者に
する市の方針があると思うが、な
のか伺います。

斎場の開館日は施行規則のなかで
定めたいと考えていますが、な
ぜこの施設は指定管理者ではない
のか伺います。

斎場の開館日は、1月1日から1月
3日までと友引の前日を一応休場
日、あとは開館日といった形で今
のところは考えています。

指定管理者については、市とし
ては斎場の管理運営の実績がない
状況や実態を把握していない時点
で、火葬場と斎場を一体的に運
営した実績がある企業が現時点
ではないことから、実績のない民
間企業を指定管理者に指定して管
理運営を行わせることについて、
安全、運営面を考慮し、また市と
して斎場の管理運営の実態を把握
する必要性を含め、当初は市で管
理を行うと考えたところです。

（法令の規定に基づき国又は県が負担する負担金の額）

（附加給付金の額）

（施行期日）

（この条例は、平成17年8月1日（以下「施行日」という。）から施
行する。）

（医療証の申請等の行為の特例措置）

改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の
条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の
行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に
する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

可決された発議・意見書

浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成6年条例第1号）の一
部を次のように改正する。

市長は、乳幼児の疾病又は負傷に係る医療のうち、社会保険各法又は
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の
他の法律の規定により医療に関する給付を受けた場合において、当
該給付の額が医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額
に相当する額から次の各号に掲げる額を控除して得た額を医療費として
助成するものとする。

（1）附加給付金の額

（2）附加給付金の額

（施行期日）

（この条例は、平成17年8月1日（以下「施行日」という。）から施
行する。）

（医療証の申請等の行為の特例措置）

改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の
条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の
行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に
する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係
る乳幼児医療

